

佐賀県産ブランド柑橘「にじゅうまる」のプロモーション業務委託仕様書

1 目的

「にじゅうまる」は佐賀県生まれの新しい柑橘で、本県の中晩柑の顔として大いに期待される新ブランドである。

「にじゅうまる」は、デビューからの2年間で極めて高い評価を得ている一方、生産量がまだまだ少ないため、認知度が低いことが課題となっている。このため、本プロモーションを通じて、消費者、販売店、仲卸、取扱い市場の「にじゅうまる」の認知度を高めるとともに、ブランド力を向上させることを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

3 予算額

7,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

4 「にじゅうまる」について

(1) 特徴

- ・豊かな甘みとほどよい酸味で、全国ブランドと同等以上の良食味を有する。
- ・プチとした食感と、一気にあふれるジューシーな果汁。
- ・果実重 250 g～350 g 程度（横径 85 mm～95 mm程度）

(2) 出荷・販売

- ・佐賀県の開発した中晩柑「果試 35 号」の中から糖度等の一定の基準を満たしものを「にじゅうまる」として出荷する。
- ・販売時期は、3月上旬～下旬。
- ・令和4年産の出荷量は、「にじゅうまる」100t程度を予定。
- ・関東、関西、佐賀県、福岡県の市場に出荷予定。

5 委託業務の内容

(1) 「にじゅうまる」の販促カードの制作

- ・製作期間：契約締結日～令和5年2月上旬
- ・ターゲット：消費者
- ・「にじゅうまる」の特徴を消費者に認知してもらうための販促カードを制作する。
- ・カードサイズ 9cm×6cm 程度
- ・使用用途：「にじゅうまる」の化粧箱等への封入。店頭への設置。
- ・製作上の留意点

流通・貿易課が所有する「にじゅうまる」の写真を活用し制作すること。

写真は、「にじゅうまる」を横半分にした切断面のものを使用し、切断面の特徴をカードに記載すること。

(2) 「にじゅうまる」PR 企画の実施とメディアからの情報発信

- ・PR 企画の実施とメディアからの情報発信は、「にじゅうまる」の販売時期である令和 5 年 3 月に実施すること。
- ・企画のターゲット：消費者、市場、仲卸、青果販売店
- ・場所：首都圏
- ・「にじゅうまる」の特徴が伝わる企画を実施し、メディアへの露出を図る。
- ・企画は、「にじゅうまる」の高級感、美味しさ等の特徴が伝わる内容とする。

6 成果目標

- ・販促カードの制作 50,000 枚
- ・「にじゅうまる」の企画の実施 1 件以上
- ・テレビ、紙媒体（雑誌、新聞等）、web 媒体等での情報発信 1 回以上

7 その他

- (1) 本業務で制作した全ての成果物及び著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は佐賀県に帰属するものとし、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。
- (3) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、佐賀県と受託者の協議により佐賀県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本要領が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (4) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、佐賀県流通・貿易課と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、佐賀県流通・貿易課と受託者協議の上、変更することができるものとする。